

拒否したら



クロスワードパズルは3面に移動しました。

連載2 NO WAR



安全保障法制で変わった法律の一部

●船舶検査活動法

船の所属国や船長の同意に基づき、船の積み荷などの船舶検査を日本周辺の領海以外でも、他国から依頼があれば実施可能になりました。武力行使はできません。

●特定公共施設利用法

非常事態であればアメリカの軍以外であっても日本にある港湾などを利用できるようになります。

※この法律を知っている人は聞かずに済みました。

けんぽう ほうき 憲法で放棄していること、やっていいの?

親子で読んでみてね。

けんぽう くに いちばんたいせつ きそく さいこうほうき
憲法は国で一番大切な規則「最高法規」です。
けんぽう じょう せんそうほうき あんぜん
憲法9条では、戦争放棄をうたっていますが、安全
ほしょうほうせい て あ
保障法制と照らし合わせてみるとどうでしょうか。
ほんとう せんそうほうき む
本当に戦争放棄に向かっているのでしょうか。
みんな でかんが えてみましょう。

聞いてみた!

にじっこひろばのママさんに

ぐんたい しょくりょう ぶき わた ほうりつ
軍隊に食料や武器を渡せる法律ですね。

とお せんそう さんか
遠まわしに戦争に参加するということかな?

ぼん ほうりつ し
10本も法律があったの知らなかった!! など

けんぽう じょう 憲法9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

※12月8日安全保障法制の学習会を行います。詳しくは6面をご覧ください。